

文、并親父重眞之支證狀旨、諸事所令停止地頭之禱也。殊檢斷雜務百姓等田畠作職以下事、可爲寺家御計候。又于國爲家分、寺領之人足山野之竹木等、聊不可有異煩者也。若背此旨輩者、堅可致其罪科也。於向後、政宗之子孫等、不背先祖代々置文之旨、彌可奉擁護寺門者也。仍爲後證狀如件。

長祿四年潤九月 日

加賀國河内庄惣領藤原政宗 在判

寛正二年

辛巳

紀元二二二一

六月十七日。幕府、善法寺享清をして、山城石清水八幡宮領能美郡山上郷を直務せしむ。

【菊大路文書】 山城

九三一

石清水八幡宮領加賀國山上郷事、如元全直務、可被專神用之由所被仰下也。仍執達如件。

寛正貳年六月十七日

(假尾之趣) 散位 在判

善法寺法眼御房

(松田秀興之) 丹後守 在判

九月五日。重國・春宣、山城祇園社に、同社領河北郡英田保内萱野村を直務せしむ。

【祇園社記】

九三二

加賀國英田保内祇園社領萱野村公用之事、爲代々此方代官雖被致執沙汰、可爲直務由依執行敷申、上様御口入之上者、先早可被沙汰付執行代由候也。仍執達如件。

寛正二年九月五日

重國 在判
春宣 在判

松永周防守殿

(重國・春宣二人は幕府の奉行人中にその名を發見すること能はず。或は富樫氏の奉行人なるべし。)

寛正三年

壬午

紀元二二二一

三月。山城東福寺雜掌、同寺領江沼郡熊坂莊百姓の逐電せるを召還し年貢を納めしめんことを

幕府に請ふ。

【東福寺文書】 山城

九三三

東福寺雜掌謹言上。

右子細者、賀州等持寺領栗津保御百姓就能圓公事、當寺領熊坂百姓長左衛門子、依爲能圓親類、其刻就行違、被號咎人、去享德三年伊勢備後方號圓所、成申御奉書、被下代官、彼者之跡被所務處、寺家年貢其年無沙汰、于今無勿躰者也。自同次年、彼長左衛門每年伍拾斛請負申、去年迅致其沙汰處、長左衛門死去之上者可敷申處、結局親類依有御紀明、皆逐電仕間、寺領不作迷惑至也。雖然彼能圓安堵上者、長左衛門於有御免者、可爲寺家大慶者也。然者彌欲致御祈禱之精誠、仍粗謹言上。

寛正三 三月 日

十一月九日。能登守護島山義統、鹿島郡永光寺領羽咋郡若部保に國衙役・正税・檢注役の催促を停む。

【永光寺文書】 鹿島郡

九三四

當寺領能州若部保國衙役・正税・檢注等事、任去永享二年證狀之旨、可令停止催促者也。恐々謹言。

寛正三

十一月九日

(島山) 義統 在判

永光寺禪師

(永享二年十二月廿七日の條參照。)

寛正四年

癸未

紀元二二二三

五月二日。能登守護島山義統、鹿島郡永光寺に、和田信章等の寄進地を安堵せしむ。

【永光寺文書】 鹿島郡

九三五

能登國洞谷山永光寺領和田信章・同光章寄進地事、任彼寄進狀之旨、領掌不可有相違狀如件。

寛正四年五月二日

(島山) 義統 在判

住持

(和田信章の永光寺に佛殿修理田を寄進せることは、嘉吉元年二月廿七日の條に見えたり。然れどもそは信章一人の名を以てせるものなれば、光章の寄進地